

筑紫野市子どもの学習支援事業業務委託に係るプレゼンテーションの選定基準

選定項目		選定基準	配点
1. 生活困窮者自立支援制度の理解、考え方	(1) 基本理念・方針	・子どもの学習支援事業に取り組む理念・方針が明確である。	10
	(2) 生活困窮者自立支援制度に対する考え方	・制度を理解し、事業の目的に沿った考え方を有しており、自立相談支援事業(子どもの学習支援事業)を適切に行える。	
2. 事業内容	(1) 業務内容の実施方法	① 相談、アセスメントの手法、着眼点、実施方法 ② 当該業務に対する知識や家計支援計画の策定能力 ③ 個別支援の実施方法 ④ 支援対象者に対する理解及び取り組み姿勢 ⑤ アウトリーチの実施 以上が適切に行える。	20
	(2) 関係機関、団体等との連携・協力体制	・関係機関、団体等、及び自立相談支援機関との連携・協力体制が行なえる。	
3. 業務内容	(1) 相談対応体制	・配置要員の員数、資格等が適切である。	40
	(2) 事業の実施体制	・業務の遂行について、法人としての体制が整っており、配置する要員のフォロー等が行なえる。	
	(3) 苦情処理	・苦情に対する解決方法を備えており、処理体制が整っている。	
	(4) 管理運営体制	・個人情報の管理、取扱、また契約等の各種事務を適切に行える。	
4. 事業運営	(1) 事業実績	・類似業務について、十分な実績がある。	20
	(2) その他	・事業運営に効果的な提案である。	
5. 価格提案	(1) 事業見積	・見積額が適正である。	10
合 計			100